

5. 第四中学校区

(1) 現状と課題

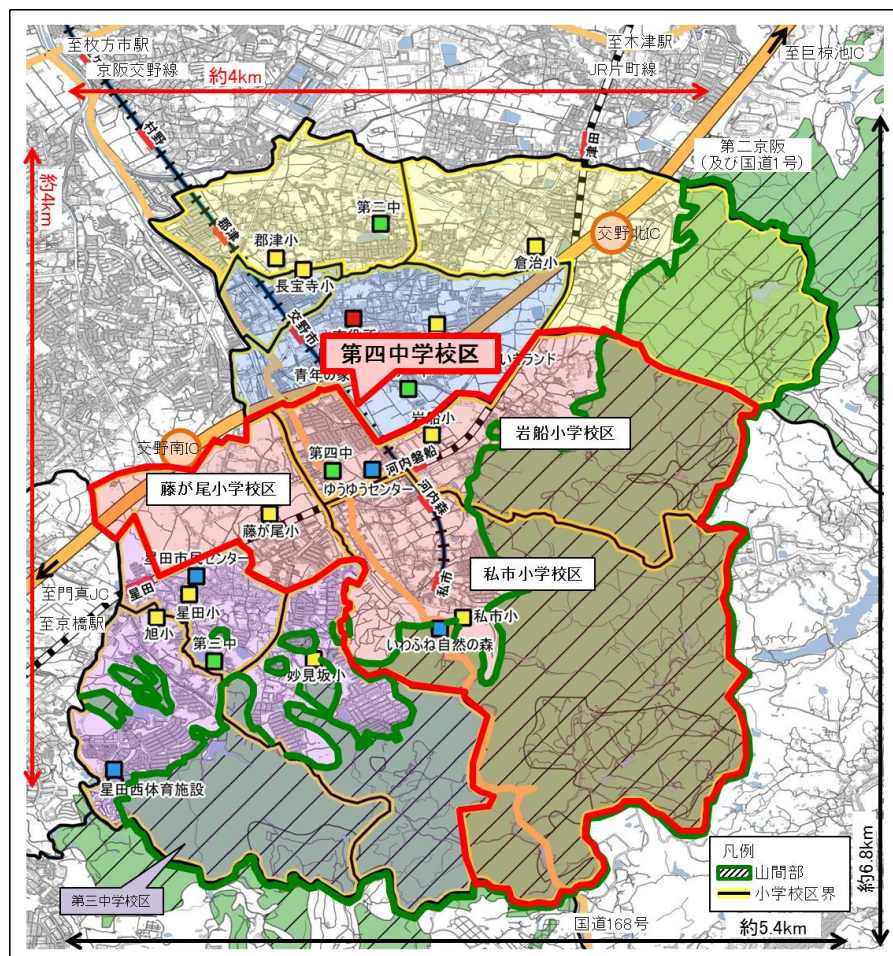
第四中学校区は、岩船小学校、藤が尾小学校、私市小学校、第四中学校の3小1中で構成されています。

各学校の学校規模は、私市小学校、第四中学校については、推計上、平成57年度まで適正な学校規模で推移すると見込まれています。しかしながら、岩船小学校、藤が尾小学校については、平成30年度時点では適正規模ですが、大規模な住宅開発等の影響を考慮しない場合、平成57年度までには、小規模になる見込みとなっています。

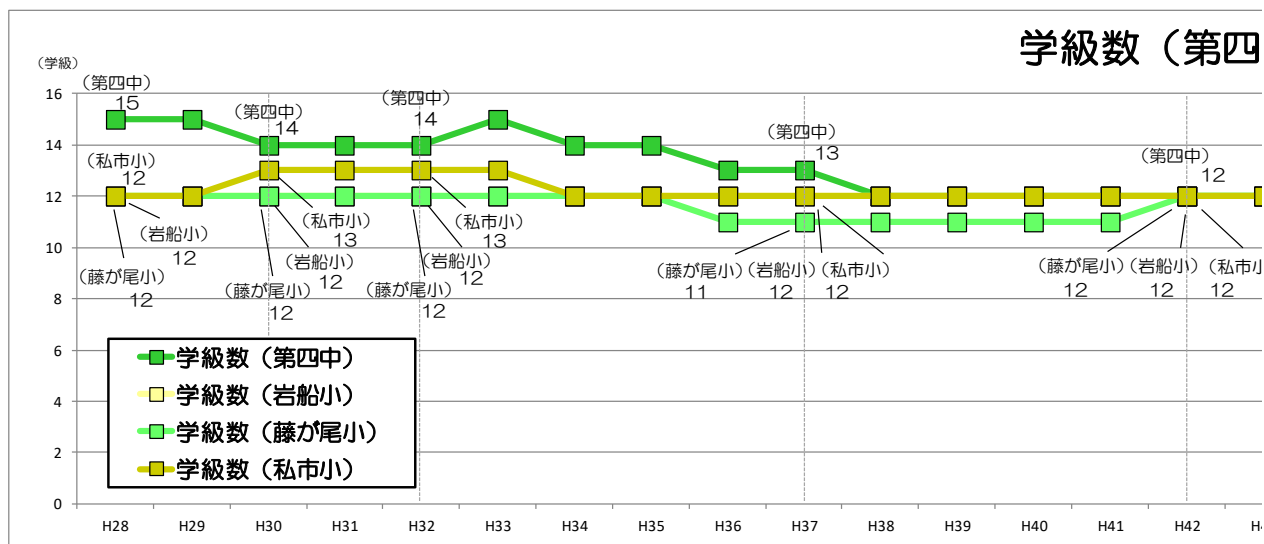
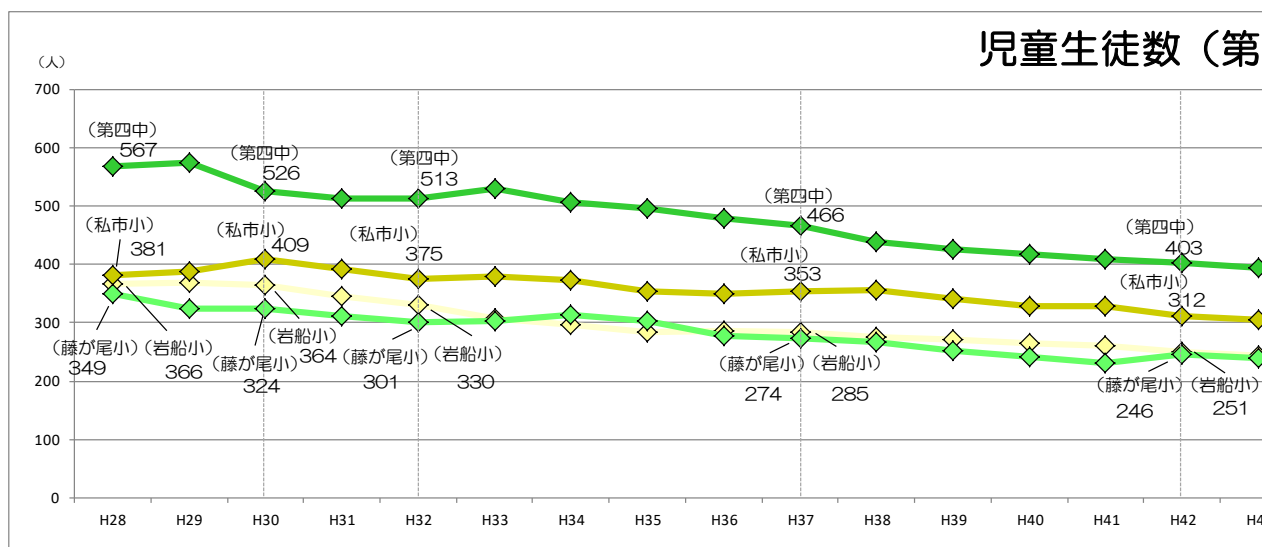
一方、第四中学校区の学校施設ですが、本市の学校施設の中では、比較的建築後年数の経過していない建物が多く、平成30年度時点では、築後40年を経過した建物を有する学校は岩船小学校と藤が尾小学校となっています。しかしながら、岩船小学校と藤が尾小学校以外の学校でも、すべての建物が築後30年以上経過しており、今後施設の老朽化に伴う更新・改修の時期を迎えることとなります。

また、藤が尾小学校区（第四中学校区）と星田小学校区（第三中学校区）にまたがる星田駅北地域では、大規模な住宅開発が計画されており、当該住宅開発の影響により、児童生徒数が大きく増加すると見込まれています。（66ページ「3. 第三中学校区 (1) 現状と課題 ④星田駅北地域の大規模住宅開発」参照。）

図表 第四中学校区の位置図



①児童生徒数・学級数の将来推計（大規模な住宅開発の影響は考慮しない場合）



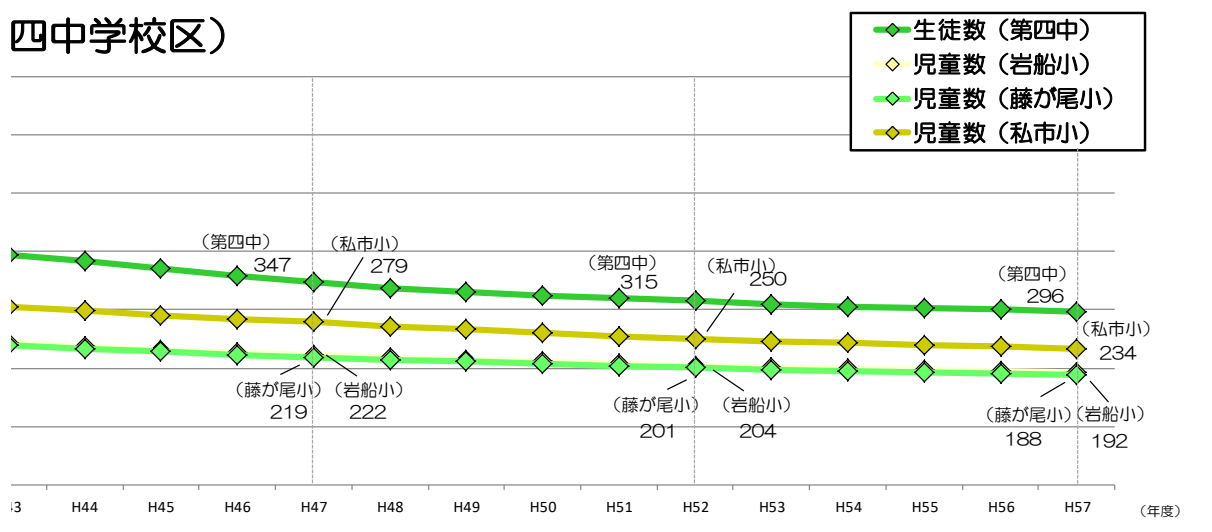
年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
第四中学校	生徒数 567	574	526	512	513	529	507	495	478	466	438	426	418	410
	学級数 15	15	14	14	14	15	14	14	13	13	12	12	12	12
岩船小学校	児童数 366	368	364	345	330	307	297	283	286	285	275	271	265	261
	学級数 12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
藤が尾小学校	児童数 349	325	324	312	301	303	313	304	278	274	266	253	241	231
	学級数 12	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11
私市小学校	児童数 381	388	409	391	375	380	372	353	349	353	356	342	329	329
	学級数 12	12	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12

※H28～H30については、各年5月1日の実数

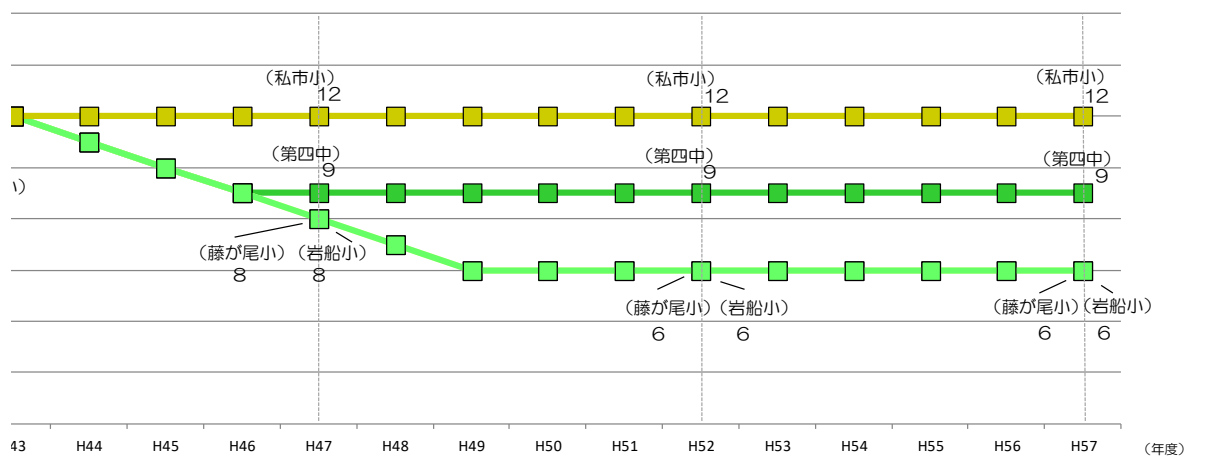
※児童生徒数には、支援学級児童生徒数含む。

※学級数には支援学級数を含まない。

四中学校区)



中学校区)

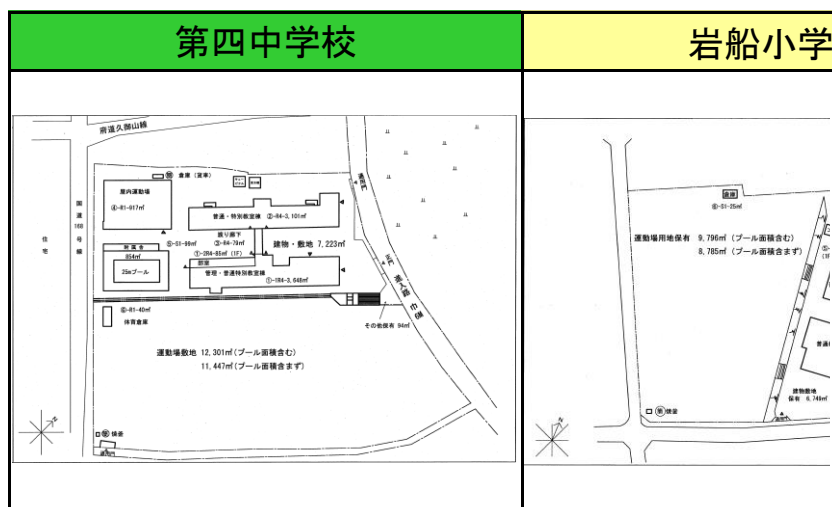


H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57
403	394	383	370	358	347	338	330	325	320	315	310	306	303	300	296
12	12	11	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
251	244	237	232	227	222	218	214	211	207	204	202	199	197	194	192
12	12	11	10	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6
246	239	233	228	223	219	215	211	207	204	201	198	196	193	191	188
12	12	11	10	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6
312	305	298	291	285	279	272	266	260	255	250	246	243	240	237	234
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

学校規模適正化基本方針（望ましい学校規模について）

	小規模	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下 (1学年あたり2～4学級)
中学校	8学級以下	9学級以上18学級以下 (19学級以上24学級以下も許容範囲とする)

②学校施設の諸元



敷地面積		19,618m ²	16,545m ²
運動場面積		12,301m ²	9,796m ²
延床面積		8,094m ²	6,511m ²
建築年度	校舎※1	1982(S57)年(建築後35年)	1971(S46)年(建
	体育館	1982(S57)年(建築後35年)	1972(S47)年(建
長寿命化判定	校舎	○	○
	体育館	○	×
長寿命化した場合の残存年数	校舎	45年(建替時期:平成74年)	34年(建替時期:
	体育館	45年(建替時期:平成74年)	—
健全度評価※2	校舎	72	62
	体育館	92	75

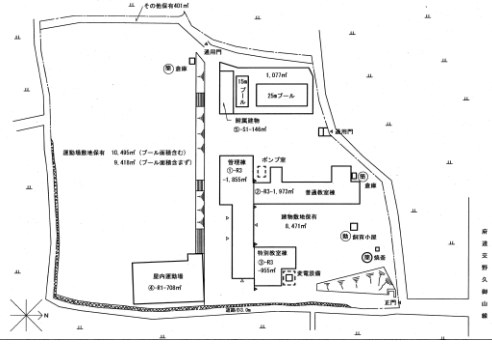
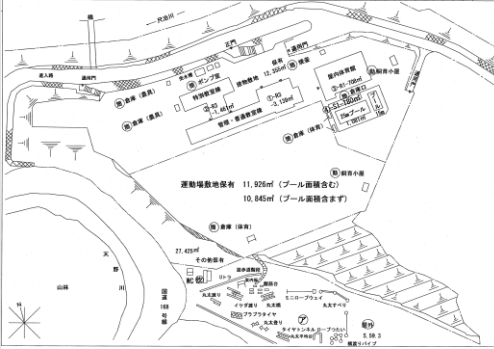
※1 校舎の建築年度は棟別に異なるため、延床面積1,000m²以上の棟のうち、もっとも古い棟の建築年度を記載している。

※2 健全度評価は、平成30年10月末時点における、各棟で②の部位ごとに、①の種別で評価し、③の式で健全度を評価。

※3 校舎の健全度評価は、下の式にて算出。

$$\frac{\{面積_{(棟1)} \times 健全度_{(棟1)} + \dots + 面積_{(棟n)} \times 健全度_{(棟n)}\}}{面積_{(棟1 + \dots + 棟n)}} = 校舎の健全度$$

H30.3時点

校	藤が尾小学校	私市小学校
		
n ²	19,367m ²	51,706m ²
l ²	10,495m ²	11,926m ²
l ²	5,702m ²	5,551m ²
建築後46年)	1977(S52)年 (建築後40年)	1979(S54)年 (建築後38年)
建築後45年)	1978(S53)年 (建築後39年)	1979(S54)年 (建築後38年)
	○	○
	○	○
平成63年)	40年 (建替時期:平成69年)	42年 (建替時期:平成71年)
	41年 (建替時期:平成70年)	42年 (建替時期:平成71年)
	59	59
	75	83

①部位の健全度

評価	健全度
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	7.2
2 外壁	14.9
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 給排水設備	6.0
6 空調設備	1.0
7 昇降機その他	0.5
計	60.0

③健全度

総和(部位の健全度×部位のコスト配分)
評価対象部位がオールAの点数

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。

※健全度は、数値が大きいほど健全、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

A: 概ね良好

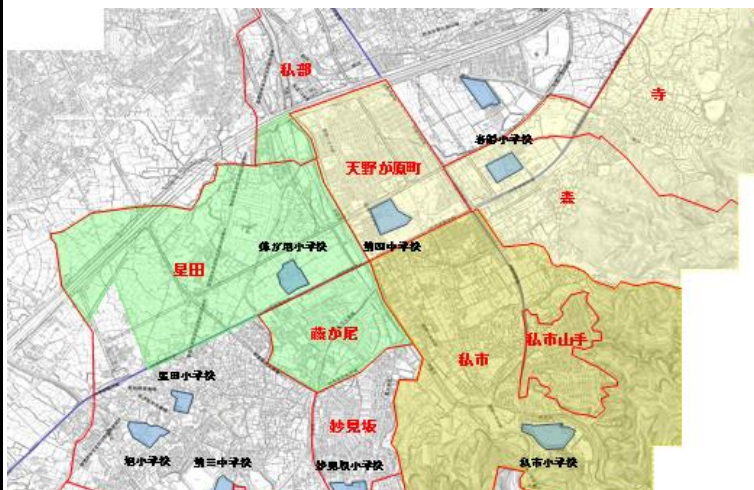
B: 安全上、機能上、問題なし

C: 安全上、機能上、劣化の兆しがみられる

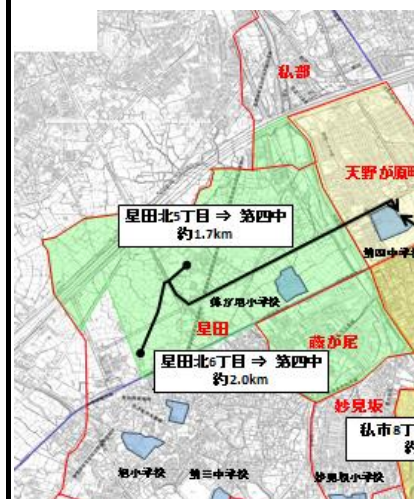
D: 劣化の程度が大きく、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある

③校区・地区・通学距離

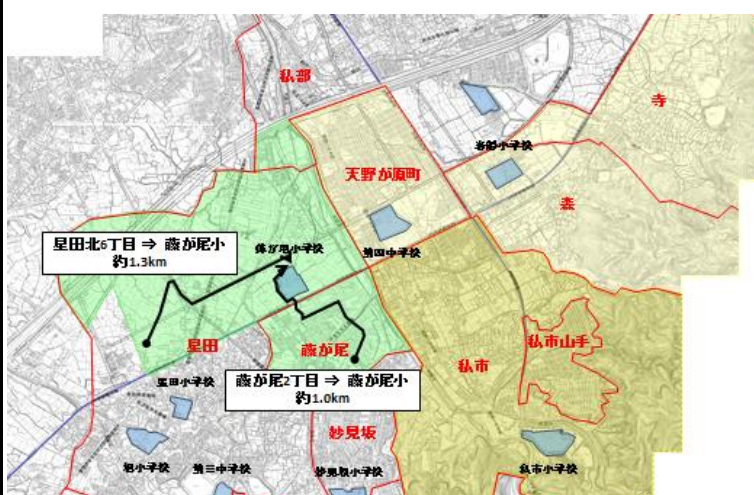
(1) 第四中学校区の地区図・小学校区図



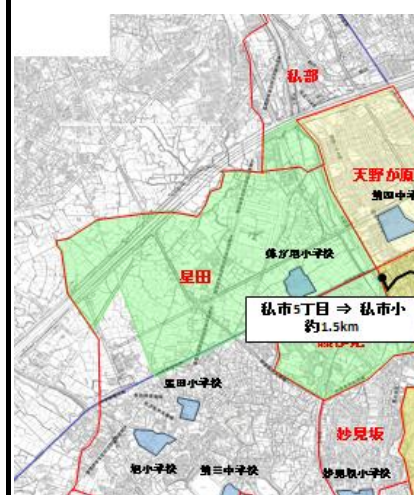
(2) 第四中学校への通学距離



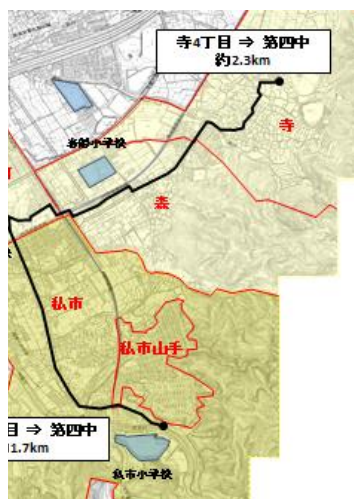
(4) 藤が尾小学校への通学距離



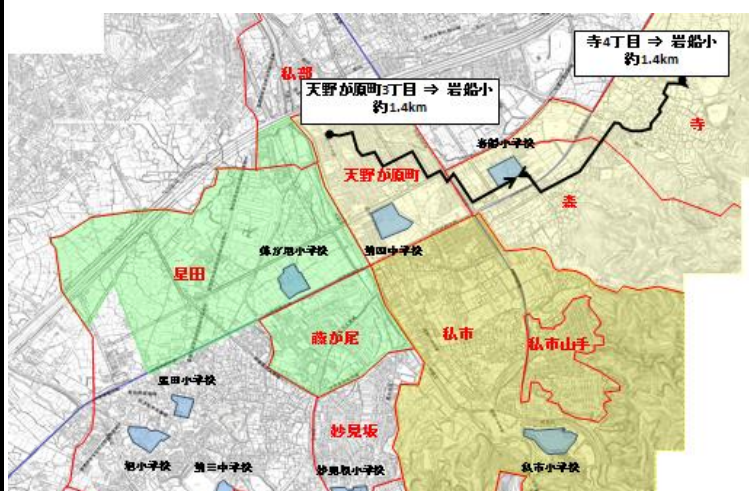
(5) 私市小学校への通学距離



通学距離



(3) 岩船小学校への通学距離



通学距離



【地域の課題】

星田地区・・・星田北7丁目を除く、星田北地域は藤が尾小学校区(第四中学校区)であるなど、4小学校区、2中学校区にまたがっている。

学校規模適正化基本方針（望ましい通学距離について）

小学校	2km以内を基本とし、3km以内を許容範囲
中学校	3km以内を基本とし、4km以内を許容範囲

（２）学校適正配置の考え方と配置案

①学校適正配置の考え方

第四中学校区の学校適正配置を考える上でも第三中学校区の適正配置の考え方と同様に、星田駅北地域の住宅開発の影響が非常に大きく、当該住宅開発については、今後の児童生徒数の推計に大きな影響を与える要因となっています。

星田駅北地域の住宅開発地域は、藤が尾小学校区と星田小学校区にまたがっており、藤が尾小学校では住宅開発の影響を加味すると、今後も適正な学校規模で推移すると見込まれます。しかしながら、藤が尾小学校では、住宅開発の影響により、児童数や学級数が増加した場合、現状の学校施設では、教室数が不足するおそれがあります。また、現状の学校区の場合、新しい一団の住宅開発地域が２小学校区（２中学校区）にまたがることとなります。このようなことから、第四中学校区の適正配置を考える上では、住宅開発のある星田駅北地域の学校区についても、あわせて考える必要があります。しかしながら、星田駅北地域の住宅開発については、住宅開発の戸数や分譲時期などが、明確には決定されていません。

したがって、第四中学校区の適正配置を考える上では、星田駅北地域の住宅開発の動向を注視しつつ、考えられる星田駅北地域の学校区のパターン（「図表 星田駅北地域の考えられる学校区」参照）ごとに、将来にわたって子どもたちにとって望ましいと考えられる教育環境を確保できる学校配置を考える必要があります。

また、第四中学校区では、山手地域が含まれることなどから通学路に高低差がある地域があるため、通学面においては距離だけでなく高低差や公共交通機関の位置関係についても配慮する必要があります。

②学校適正配置の配置案

第四中学校区の学校適正配置案については、星田駅北地域の住宅開発地域の学校区とあわせて考える必要があることから、星田駅北地域の考えられる学校区のパターンごとに、配置案を作成しています。

星田駅北地域の住宅開発を考慮しない場合、将来、第四中学校区内の小学校では、岩船小学校と藤が尾小学校が小規模化すると見込まれていますが、星田駅北地域の住宅開発の一部を藤が尾小学校区とする場合にあっては、藤が尾小学校は将来も適正な学校規模を維持する見込みとなっています。

なお、星田駅北地域の住宅開発の影響を直接受けない岩船小学校と私市小学校については、今後、岩船小学校区および私市小学校区において大規模な住宅開発等がない場合は、岩船小学校は小規模化すると見込まれていますが、私市小学校については将来も適正規模を維持するものと見込まれています。

以上のことから、第四中学校区の学校適正配置については、星田駅北地域の住宅開発の状況を注視しつつ、いずれの学校も適正規模を確保し、将来にわたって望ましいと考えられる教育環境を確保できる学校配置を検討していく必要があります。

第四中学校区の学校適正配置案では、学校規模適正化の方策として、校区変更又は学校統合をする配置案が考えられます。

第四中学校区の学校適正配置案では、学校規模適正化の方策として、学校区と地区の境界が一致している現状の岩船小学校と私市小学校の校区変更をすることは、地域コミュニティへの影響が大きいといった課題があることから、いずれの学校も将来にわたって適正な学校規模を維持する学校規模適正化の方策としては、学校統合が望ましいと考えられます。

学校統合については、小学校同士での統合を行う配置案（学校統合案）と小学校だけでなく中学校も統合し、小中一貫校を設置する配置案（小中学校統合案）の2種類を作成しています。

また、以下の教育環境上望ましくないと考えられるデメリットを含む配置案については、望ましい配置案とは考えにくいことから、「図表 第四中学校区の適正配置案（一覧表）」では、配置案の案名称に斜線を引き、当該デメリットについては、赤字での表記としています。

※学校区と地区の境界はできるだけ一致していることが望ましいと考えられ、岩船小学校区は天野が原地区、森地区、寺地区の境界と一致しており、私市小学校区は私市地区、私市山手地区の境界と一致していることから、現状の岩船小学校区と私市小学校区の校区変更をすることは、地域コミュニティへの影響が大きいと考えられるため、望ましくないと考えられます。加えて、私市小学校は将来も適正な学校規模を維持することが見込まれており、校区変更により児童数が減少する場合は適正規模を維持できなくなるおそれがあります。

また、岩船小学校区に近接する藤が尾小学校区には、現状では住宅が少なく、藤が尾小学校区の一部を岩船小学校区に校区変更することで適正な学校規模を確保することは難しいと考えられます。

図表 教育環境上望ましくないと考えられるデメリット

①通学距離が、学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲を超えるような距離の場合

※後述の「図表 学校適正配置案の評価表」では、教育環境上望ましくないと考えられるようなデメリットを含む配置案については、評価から除外しています。

図表 第四中学校区の適正配置案（一覧表）（１）

案名称	大規模開発が見込まれている 星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、 解消される見込みの課題は、 取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
学校統合案(1)	星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区	① 将来的な岩船小学校の小規模化 ② 将来的な藤が尾小学校の小規模化	岩船小学校・私市小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.0km)
学校統合案(2)				私市小学校敷地	・課題①が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.9km)
学校統合案(3)			岩船小学校・藤が尾小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.7km)
学校統合案(4)				藤が尾小学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約3.0km)
学校統合案(5)			岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.7km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(6)				藤が尾小学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約3.0km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(7)				私市小学校敷地	・課題①が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約3.6km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
小中学校統合案(1)	※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし		岩船小学校・私市小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.3km)
小中学校統合案(2)			岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①が解消される。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.3km) ・(新)小中学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。

図表 第四中学校区の適正配置案（一覧表）（2）

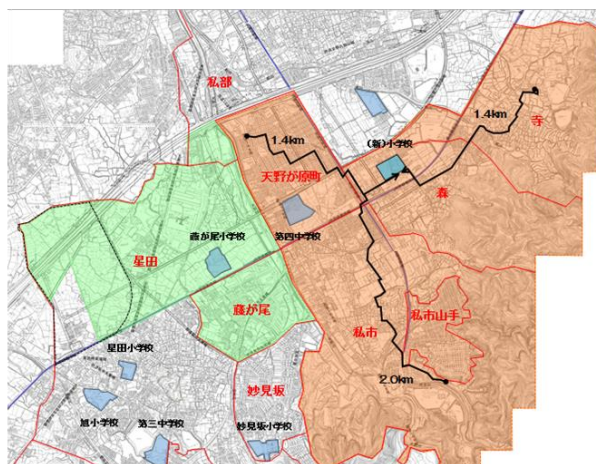
案名称	大規模開発が見込まれている 星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、 解消される見込みの課題は、 取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
学校統合案(8)	星田北6,7,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区 ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な岩船小学校の小規模化 ② 将来的な藤が尾小学校の小規模化	岩船小学校・私市小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.0km)
学校統合案(9)				私市小学校敷地	・課題①が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.9km)
学校統合案(10)			岩船小学校・藤が尾小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約3.0km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(11)				藤が尾小学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約3.0km) ・(新)小学校が一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(12)			岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約3.0km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(13)				藤が尾小学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約3.0km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(14)				私市小学校敷地	・課題①が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約4.1km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
小中学校統合案(3)			岩船小学校・私市小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.3km)
小中学校統合案(4)			岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①が解消される。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.3km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
校区変更案			星田小学校区(第三中学校区)の星田北7丁目を校区変更し、藤が尾小学校区とし、藤が尾小学校区にて小中一貫教育実践校を設置(藤が尾小学校が第五中学校区となる。)	—	・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・第四中学校が小規模化する見込みである。 ・課題①が残る。 (・星田駅北の開発による児童数の増加を注視しながら進める必要がある。)

図表 第四中学校区の適正配置案（一覧表）（3）

案名称	大規模開発が見込まれている 星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、 解消される見込みの課題は、 取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
学校統合案(15)	星田北6,7,8,9丁目 ⇒ 第三中学校区 (星田小学校区または旭小学校区) ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な岩船小学校の小規模化 ② 将来的な藤が尾小学校の小規模化	岩船小学校・藤が尾小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.5km)
学校統合案(16)				藤が尾小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約3.0km)
学校統合案(17)			岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.2km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(18)				藤が尾小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約3.0km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(19)				私市小学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約3.2km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
小中学校統合案(5)			岩船小学校・藤が尾小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.3km)
小中学校統合案(6)			岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.3km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。

図表 第四中学校区の適正配置案（配置図）― 学校統合案

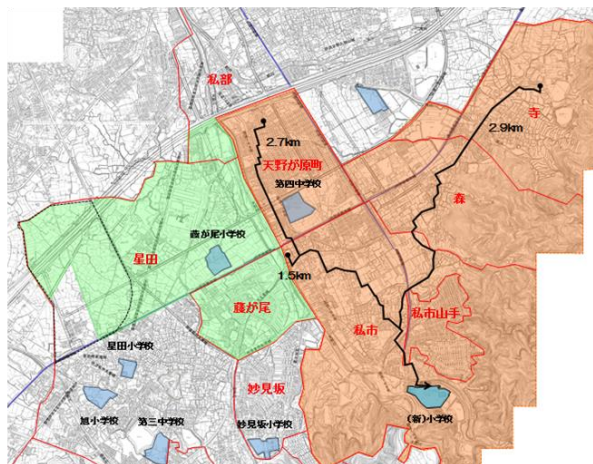
学校統合案(1)



【学校統合案(1)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

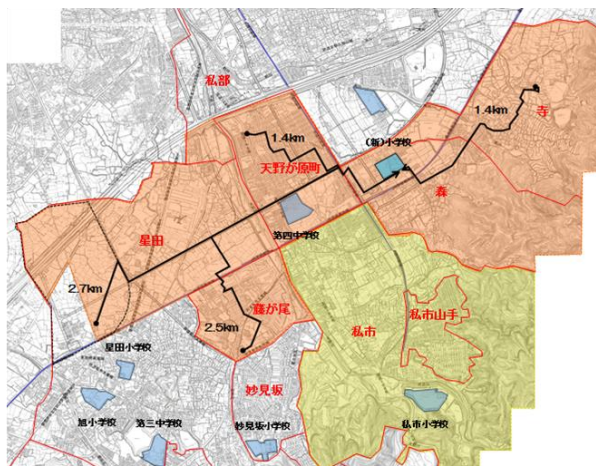
学校統合案(2)



【学校統合案(2)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校を統合し、
私市小学校敷地に新しい小学校を設置

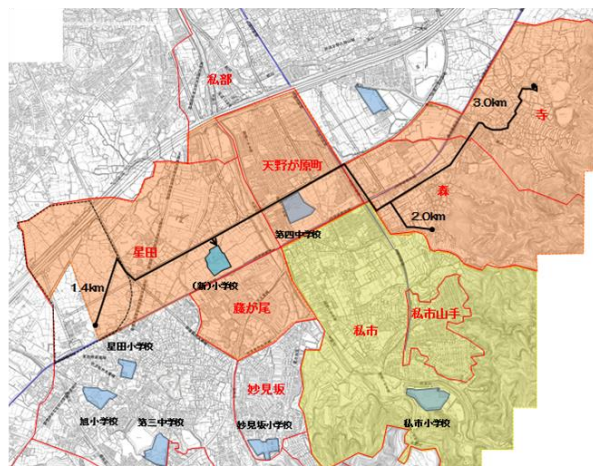
学校統合案(3)



【学校統合案(3)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

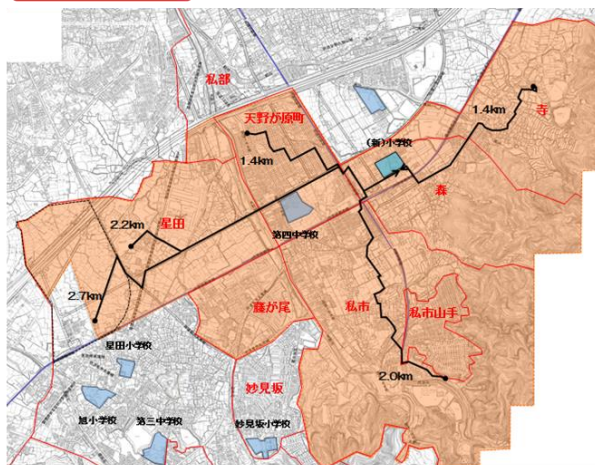
学校統合案(4)



【学校統合案(4)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、
藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

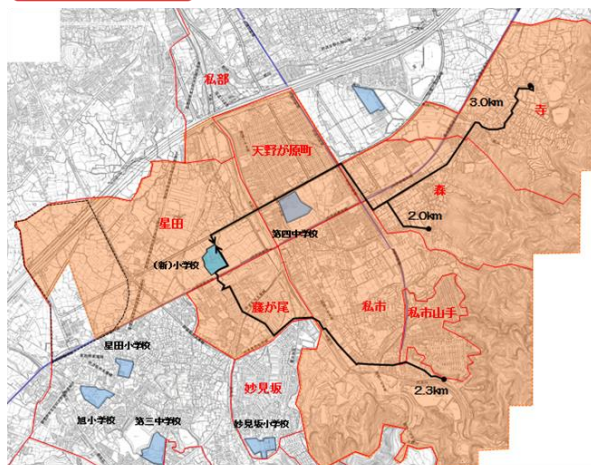
学校統合案(5)



【学校統合案(5)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

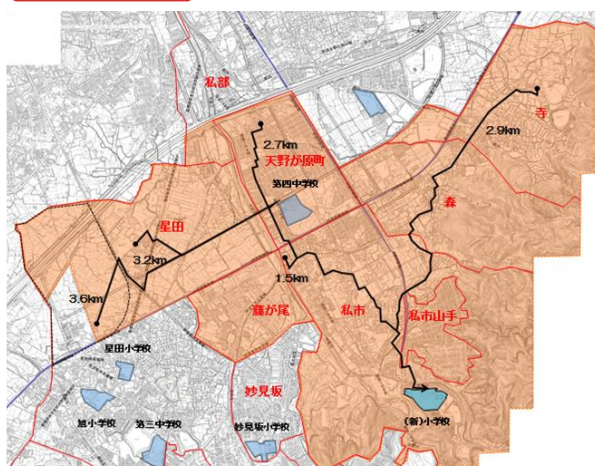
学校統合案(6)



【学校統合案(6)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、
藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

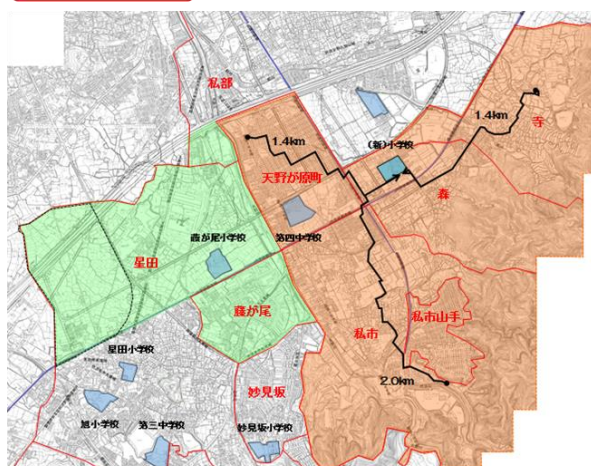
学校統合案(7)



【学校統合案(7)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、
私市小学校敷地に新しい小学校を設置

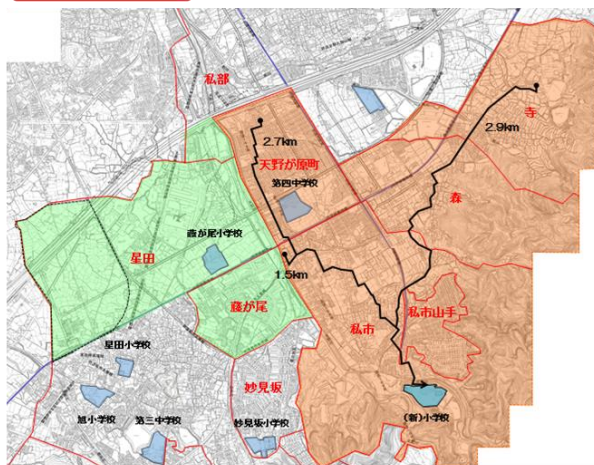
学校統合案(8)



【学校統合案(8)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

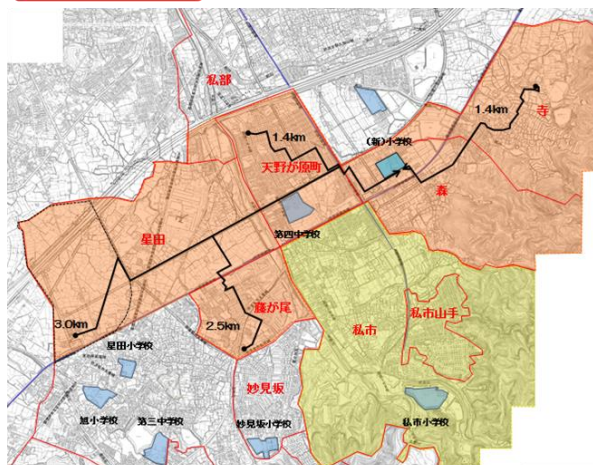
学校統合案(9)



【学校統合案(9)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校を統合し、
私市小学校敷地に新しい小学校を設置

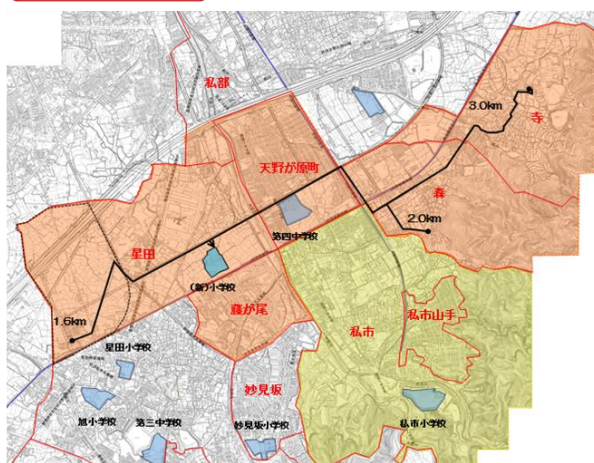
学校統合案(10)



【学校統合案(10)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

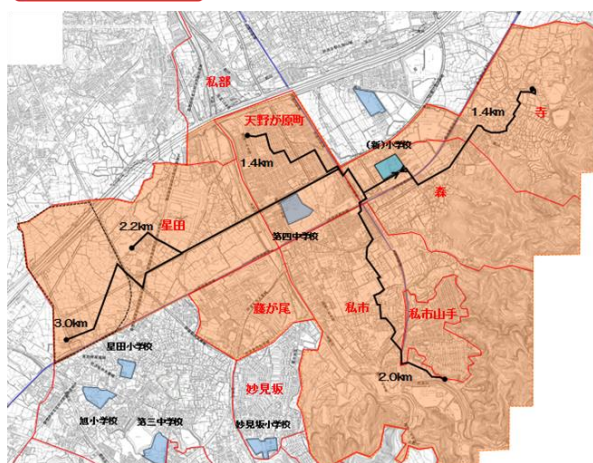
学校統合案(11)



【学校統合案(11)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、
藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

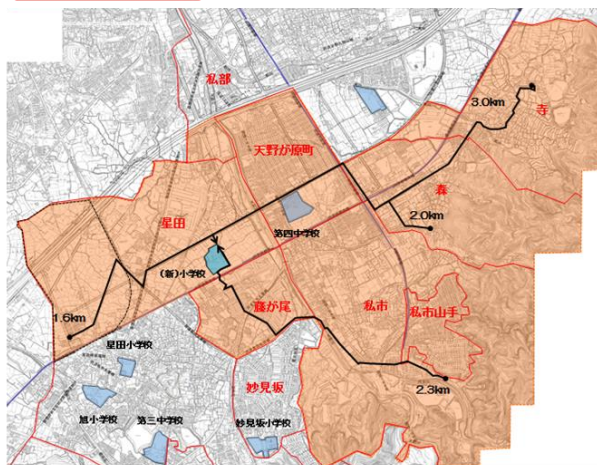
学校統合案(12)



【学校統合案(12)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校
を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

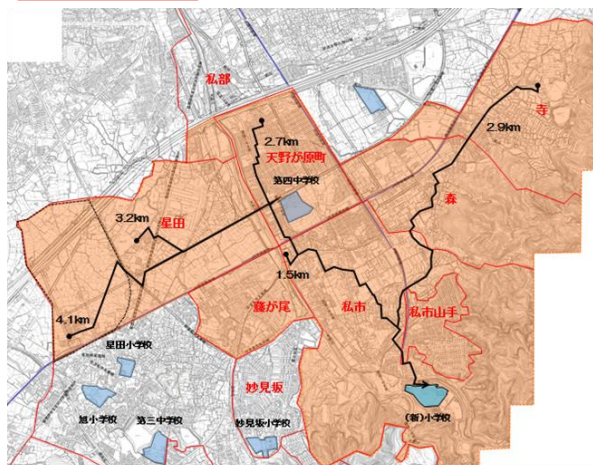
学校統合案(13)



【学校統合案(13)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、
藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

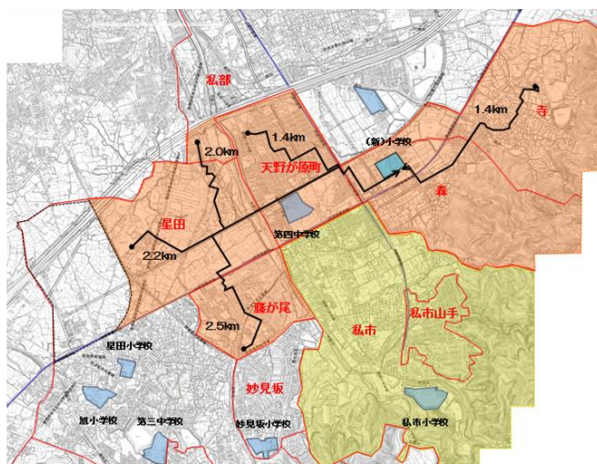
学校統合案(14)



【学校統合案(14)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、
私市小学校敷地に新しい小学校を設置

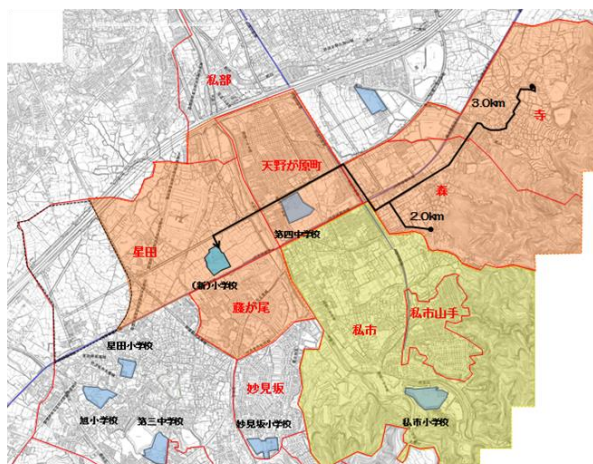
学校統合案(15)



【学校統合案(15)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

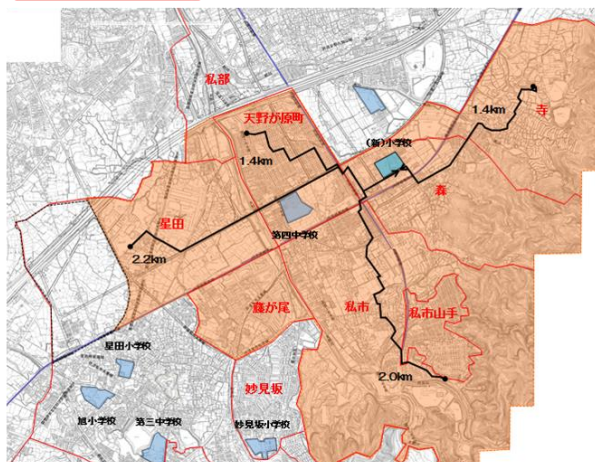
学校統合案(16)



【学校統合案(16)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、
藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

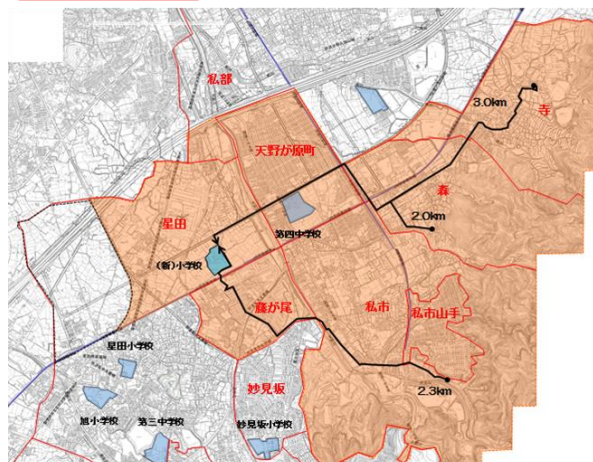
学校統合案(17)



【学校統合案(17)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

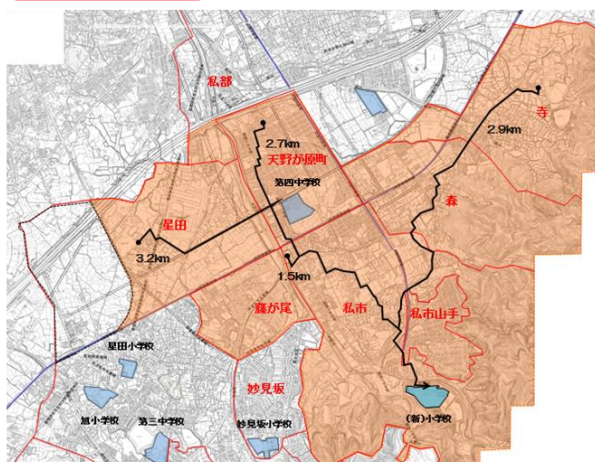
学校統合案(18)



【学校統合案(18)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(19)

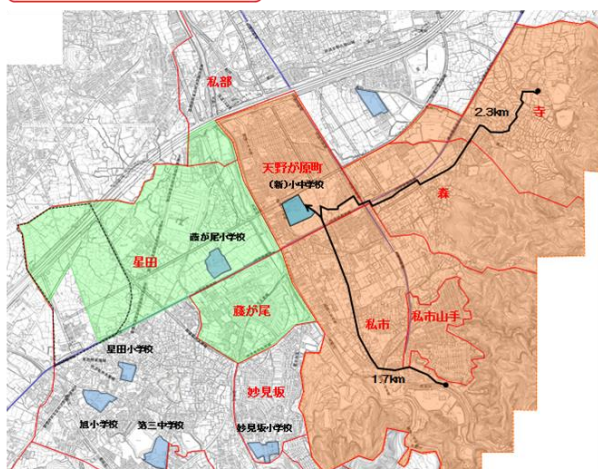


【学校統合案(19)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、私市小学校敷地に新しい小学校を設置

図表 第四中学校区の適正配置案（配置図）— 小中学校統合案

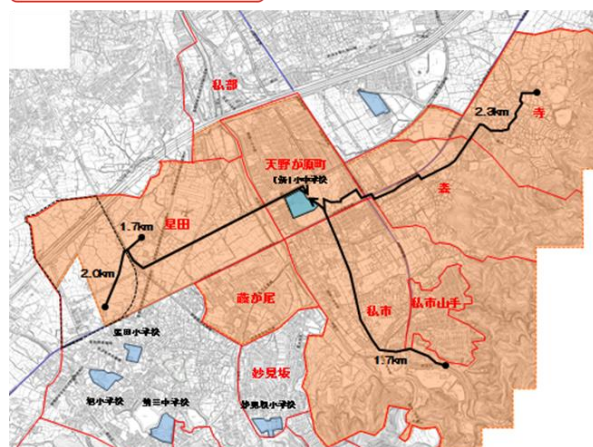
小中学校統合案(1)



【小中学校統合案(1)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校・第四中学校を統合し、
第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

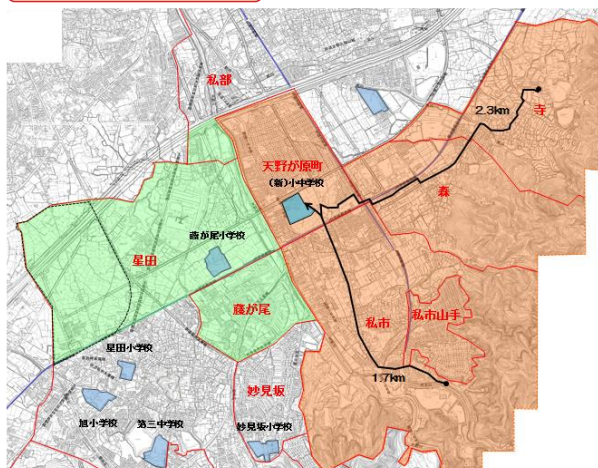
小中学校統合案(2)



【小中学校統合案(2)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ (新)小中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・
第四中学校を統合し、
第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

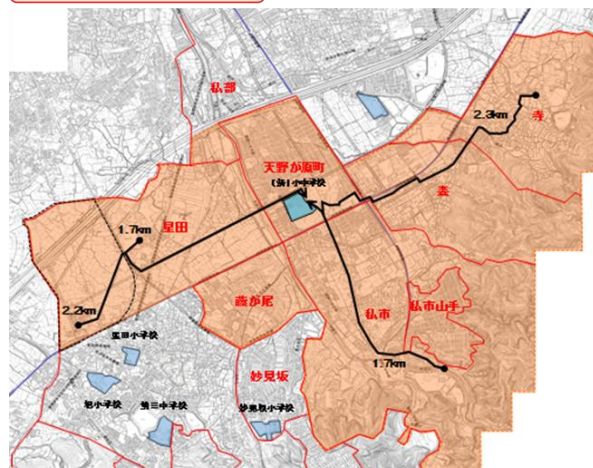
小中学校統合案(3)



【小中学校統合案(3)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校・第四中学校を統合し、
第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

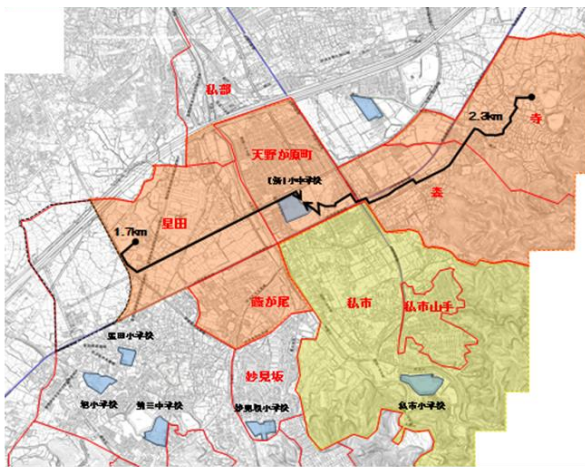
小中学校統合案(4)



【小中学校統合案(4)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・
第四中学校を統合し、
第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

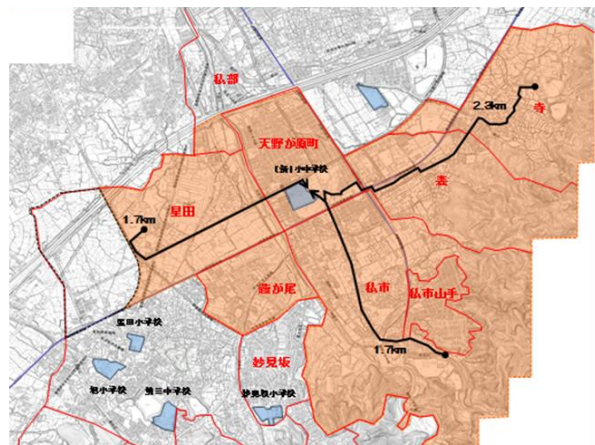
小中学校統合案(5)



【小中学校統合案(5)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・第四中学校を統合し、第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(6)

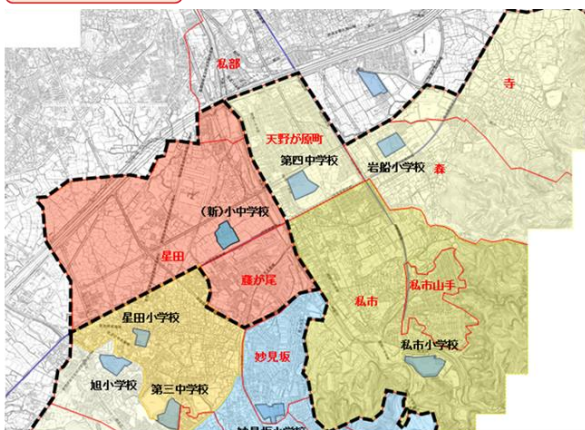


【小中学校統合案(6)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第四中学校を統合し、第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

図表 第四中学校区の適正配置案（配置図）― 校区変更案

校区変更案



【校区変更案の概要】

- ・藤が尾小学校区に星田北7丁目を加えた地域を新しい小中学校区として、藤が尾小学校敷地に小中学校を設置

※第四中学校区は、岩船小学校・私市小学校・第四中学校の2小1中となる。

(3) 学校適正配置の方向性

①学校適正配置案の評価

各配置案は、学校適正配置の評価表により、客観的かつ多面的に評価しています。

評価項目は4種類で、各評価項目に対して評価内容を設定しています。評価内容は校区変更案・学校統合案・小中学校統合案に共通の内容と、学校統合案や小中学校統合案などの学校統合を行う場合に必要があると考えられる評価内容があります。

各評価内容は、評価基準を基に「◎」「○」「△」「×」の4段階（一部の評価内容は3段階）で

図表 学校適正配置案の評価表（1）

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	現状の 学校配置	学校統合案(1)	学校統合案(2)
			統合校:岩小+私小	
			統合後の敷地	
			岩小	私小
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	◎
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	○	△
3. 立地条件等	①通学距離	○	○	△
4. 学校と地域コミュニティの 関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	△	△
配置案 評価点 合計		45	75	60

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	学校統合案(1)	学校統合案(2)
		統合校:岩小+私小	
		統合後の敷地	
		岩小	私小
2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※ ¹	○	◎
配置案 評価点 合計		10	20

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜 配点	◎：特に望ましい状態（20点）	○：望ましい状態（10点）
1-① 各学校の学校規模	×2	将来(平成57年度)にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離(小学生2km以内、中学生3km以内)の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての 機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎：特に望ましい状態（20点）	○：望ましい状態（10点）
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の120%(23,969㎡)以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の80%(15,980㎡)以上、120%(23,969㎡)未満の面積。

評価し、評価点を設定しています。

また、特に重要度が高いと考えられる評価内容（「各学校の学校規模」「通学距離」）については、評価点を他の内容の2倍とする傾斜配点を設定しています。

※学校適正配置案の評価表については、基本的な評価項目・内容に基づく各配置案の客観的な評価を示すものであり、評価点のみで配置を決定するものではない。

星田北6・8・9丁目→藤が尾小学校区、星田北7丁目→第三中学校区					
学校統合案(3)	学校統合案(4)	学校統合案(5)	学校統合案(6)	小中学校統合案(1)	小中学校統合案(2)
統合校:岩小+藤小		統合校:岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+私小+四中	統合校:岩小+藤小+ 私小+四中
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地	
岩小	藤小	岩小	藤小	四中	四中
◎	◎	×	×	◎	×
△	△	○	○	○	◎
△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△
60	60	25	25	65	35

※ 学校統合案7については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成48年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発区域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

星田北6・8・9丁目→藤が尾小学校区、星田北7丁目→第三中学校区					
学校統合案(3)	学校統合案(4)	学校統合案(5)	学校統合案(6)	小中学校統合案(1)	小中学校統合案(2)
統合校:岩小+藤小		統合校:岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+私小+四中	統合校:岩小+藤小+ 私小+四中
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地	
岩小	藤小	岩小	藤小	四中	四中
○	○	○	○	× ※2	× ※3
10	10	10	10	0(10)	0(10)

※1 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※2 平成32年度以降は、児童生徒数の減少により「○」となる見込み。

※3 平成46年度以降は、児童生徒数の減少により「○」となる見込み。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
将来(平成57年度)、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離(小学生3km以内、中学生4km以内)である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の80%(15,980㎡)未満の面積。	小・中学校設置基準(平成14年文部科学省令)に定める校舎・運動場面積が確保できていない。

図表 学校適正配置案の評価表（２）

【１】共通評価項目・内容				
評価項目	評価内容	現状の 学校配置	学校統合案(8)	
			統合校: 岩小+私小	
			統合後の敷地	
			岩小	私小
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	◎
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	○	△
3. 立地条件等	①通学距離	○	○	△
4. 学校と地域コミュニティの 関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	△	△
配置案 評価点 合計		45	75	60

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【２】学校統合する場合の評価項目・内容				
評価項目	評価内容		学校統合案(8)	
			統合校: 岩小+私小	
			統合後の敷地	
			岩小	私小
2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※ ²		○	◎
配置案 評価点 合計			10	20

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【１】共通評価項目・内容の評価基準				
評価内容	傾斜 配点	◎：特に望ましい状態（20点）	○：望ましい状態（10点）	
1-① 各学校の学校規模	×2	将来(平成57年度)にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。		
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。	
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離(小学生2km以内、中学生3km以内)の範囲内である。	
4-① コミュニティ施設としての機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。	

【２】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準				
評価内容		◎：特に望ましい状態（20点）	○：望ましい状態（10点）	
2-② 学校の敷地面積		市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の120%(23,969㎡)以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の80%(15,980㎡)以上、120%(23,969㎡)未満の面積。	

星田北6・7・8・9丁目→藤が尾小学校区						
学校統合案(10)	学校統合案(11)	学校統合案(12)	学校統合案(13)	小中学校統合案(3)	小中学校統合案(4)	校区変更案
統合校: 岩小+藤小		統合校: 岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+私小+四中	統合校: 岩小+藤小+私小+四中	
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地		
岩小	藤小	岩小	藤小	四中	四中	
△※1	△※1	×	×	◎	×	△
△	△	○	○	○	◎	△
△	△	△	△	△	△	○
△	△	△	△	△	△	○
30(20)	30(20)	25	25	65	35	45

※ 学校統合案14については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成48年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発区域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

※1 平成42年度から平成46年度は、児童生徒数の増加により「×」となる見込み。

星田北6・7・8・9丁目→藤が尾小学校区						
学校統合案(10)	学校統合案(11)	学校統合案(12)	学校統合案(13)	小中学校統合案(3)	小中学校統合案(4)	校区変更案
統合校: 岩小+藤小		統合校: 岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+私小+四中	統合校: 岩小+藤小+ 私小+四中	
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地		
岩小	藤小	岩小	藤小	四中	四中	
○	○	○	○	×※3	×	○
10	10	10	10	0(10)	0	10

※2 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※3 平成31年度以降は、児童生徒数の減少により「○」になる見込み。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	×	改善困難な課題がある状態 (0点)
将来(平成57年度)、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。	
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離(小学生3km以内、中学生4km以内)である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。	
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。	

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	×	改善困難な課題がある状態 (0点)
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の80%(15,980㎡)未満の面積。	小・中学校設置基準(平成14年文部科学省令)に定める校舎・運動場面積が確保できていない。	

図表 学校適正配置案の評価表（３）

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	現状の 学校配置	学校統合案(15)	学校統合案(16)
			統合校：岩小＋藤小	
			統合後の敷地	
			岩小	藤小
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	◎
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	△	△
3. 立地条件等	①通学距離	○	△	△
4. 学校と地域コミュニティの 関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	△	△
配置案 評価点 合計		45	60	60

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	学校統合案(15)	学校統合案(16)
		統合校：岩小＋藤小	
		統合後の敷地	
		岩小	藤小
2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※ ²	○	○
配置案 評価点 合計		10	10

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜 配点	◎：特に望ましい状態（20点）	○：望ましい状態（10点）
1-① 各学校の学校規模	×2	将来（平成57年度）にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離（小学生2km以内、中学生3km以内）の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての 機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎：特に望ましい状態（20点）	○：望ましい状態（10点）
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（19,974㎡）の120％（23,969㎡）以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（19,974㎡）の80％（15,980㎡）以上、120％（23,969㎡）未満の面積。

星田北6・7・8・9丁目→第三中学校区			
学校統合案(17)	学校統合案(18)	小中学校統合案(5)	小中学校統合案(6)
統合校: 岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+藤小+四中	統合校: 岩小+藤小+ 私小+四中
統合後の敷地		統合後の敷地	
岩小	藤小	四中	四中
×	×	◎	×
○	○	△	◎
△	△	△	△
△	△	△	△
25(65)	25(65)	60	35(75)

※ 学校統合案19については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成48年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発区域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

※1 平成40年度以降は、児童生徒数の減少により「◎」となる見込み。

星田北6・7・8・9丁目→第三中学校区			
学校統合案(17)	学校統合案(18)	小中学校統合案(5)	小中学校統合案(6)
統合校: 岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+藤小+四中	統合校: 岩小+藤小+ 私小+四中
統合後の敷地		統合後の敷地	
岩小	藤小	四中	四中
○	○	○	×
10	10	10	0(10)

※2 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※3 平成37年度以降は、児童生徒数の減少により「○」になる見込み。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	×	改善困難な課題がある状態 (0点)
将来(平成57年度)、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。	
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離(小学生3km以内、中学生4km以内)である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。	
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。	

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	×	改善困難な課題がある状態 (0点)
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の80%(15,980㎡)未満の面積。	小・中学校設置基準(平成14年文部科学省令)に定める校舎・運動場面積が確保できていない。	

②学校適正配置の方向性

学校適正配置の評価表では、大規模住宅開発のある星田駅北地域の学校区について、星田北6，8，9丁目が藤が尾小学校区の場合、学校統合案（1）が75点、次いで、小中学校統合案（1）の65点が高い評価点の配置案となっています。星田北6～9丁目が藤が尾小学校区の場合は、学校統合案（8）が75点、小中学校統合案（3）が65点と、高い評価点の配置案となっています。一方、星田北6～9丁目が第三中学校区の場合は、※1に記載の平成40年度以降では、学校統合案（17）・（18）が65点、小中学校統合案（6）が75点と、高い評価点となる見込みとなっています。

第四中学校区の学校適正配置についても、第三中学校区の学校適正配置と同様に、大規模住宅開発の見込まれている星田駅北地域の望ましい学校区とあわせて考える必要がありますが、星田駅北地域の住宅開発については、まだ土地利用計画や住宅開発の戸数などが完全に確定したものではないため、当該住宅開発がさらに確かなものとなった時点で、すみやかに再度、学校区とあわせて将来に向けた望ましい学校適正配置を検討することとし、当該住宅開発の影響を受けない岩船小学校区では、今後も児童数の減少が見込まれることなどから、適切な時期に学校規模適正化の方策を実施することとします。

※星田駅北地域の住宅開発地域の学校区については、平成16年度学校教育審議会への諮問案件「交野市立小学校の校区の一部見直しについて」に対する、学校教育審議会からの中間答申（平成19年）では、藤が尾小学校区への異動を想定した星田北地域について、星田北6～9丁目を検討対象地域（当時は星田小学校区）としていますが、星田北7丁目については、通学距離による児童への負担や通学の安全性の観点から、引き続き星田小学校区としています。一方、星田北6，8，9丁目については、藤が尾小学校区としたものの、星田北6丁目については一部に通学距離等の問題があるため、今後の開発状況を見据え、配慮を要する地域とし道路アクセス等が明確になった時点で再度検討することが望ましいとしています。

